

MAFFとは農林水産省の英語表記「Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries」の略称です。

Contents

- ➔ 大豆収益向上への取組 ～農事組合法人 本郷～
- ➔ 渡り鳥の飛来シーズン間近、鳥インフルエンザに注意を
- ➔ 福岡県の農産物 ～大豆(乾燥子実)～
- ➔ 農林水産関係被害への支援対策が講じられます

大豆収益向上への取組 ～農事組合法人 本郷～

農家所得向上のため大豆を作付け、基本技術の徹底に加え新技術への挑戦による単収向上

農事組合法人 本郷（みやま市）

平成30年度の第47回全国豆類経営改善共励会において、省力化・効率化・単収向上等の取組が評価され「農林水産省政策統括官賞」を受賞されました。

【経営品目及び作付面積(平成30年産)】

水稻(38.4ha)、大豆(フクユタカ:13.6ha)、麦(52ha)

【構成員】

66名。うちオペレーター10名。

オペレーターの平均年齢は42歳。

大豆作付けまでの経緯

平成8年から任意団体として組織化していたが、平成18年頃からJAや普及指導センターから法人化を勧められ、農林水産省の各種事業を活用して田植機、コンバインを購入し、平成23年に法人化した。

この地域は、ナス等施設園芸作物の栽培が盛んであるが、大豆作付けによりハスモンヨトウが発生し、ナスが被害をうけた過去があり、長らく調整水田等による生産調整を行っていた。

平成26年から、組合員の所得向上に向けた経営強化のため、役員が試験的に大豆作付けを再開し、適期防除を行ったところ、ナスへの被害も低減された。以降、防除の適期共同作業を実施し、法人内で大豆作付けが定着した。



全国豆類経営改善共励会表彰式

単収向上に資する取組

① 地力向上の取組

南筑後地域農業再生協議会が産地交付金のメニューとして平成30年産より「大豆収益向上助成」を設定し、土壤改良資材投入による地力向上の取組を支援しており、これを活用している。

また、以前からブロックローテーションのほか、排水対策、麦わらすき込み、土壤改良資材投入等の土作り、一斉防除等を適切に実施している。

② 部分浅耕—工程播種

オペレーター研修会にて、普及センターから「部分浅耕—工程播種」を強く勧められたことから、①の取組に加え、平成26年産から一部の圃場にて実践中である。本技術により、省力化に加え、根張りが良好で、湿害も低減されたため、生育が良くなった。

※ 部分浅耕—工程播種とは

耕起しながら同時に大豆を播種する技術。播種部分にあたるトラクターのロータリー爪を培土用カルチ爪に交換(背中合わせで装着)することで播種部分のみが浅く耕起される。



⇒ これらの取組により、**単収は平均約220kg程度と福岡県平均の4割増**である。

今後の展開

① 更なる生産性の向上

現状の作付面積を維持し、規模拡大ではなく、生産性の向上を目指す。

② 新品種への転換

福岡県が育種した新品種の「ちくしB5号」への転換を検討。課題は販売先を確保することである。

渡り鳥の飛来シーズン間近、鳥インフルエンザに注意を

国内においては、平成30年1月に香川県で高病原性鳥インフルエンザが発生して以降、家きんでの発生は確認されておりませんが、本年に入ってからロシア、中国、台湾等の周辺国において、家きんでの高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています。野鳥においても本年3月に中国及び台湾で高病原性のウイルスが確認される等、周辺国での発生状況を考慮すれば、今秋以降も嚴重な警戒が必要と考えられます。

これから渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えますので、養鶏農家の皆様におかれましては、**農場に出入りする車輛等の消毒や野鳥等の野生動物の鶏舎内への侵入防止対策等、鳥インフルエンザの発生予防をお願いします。**

飼養家さんの毎日の健康観察を行ってください。異常を見つけた場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください。

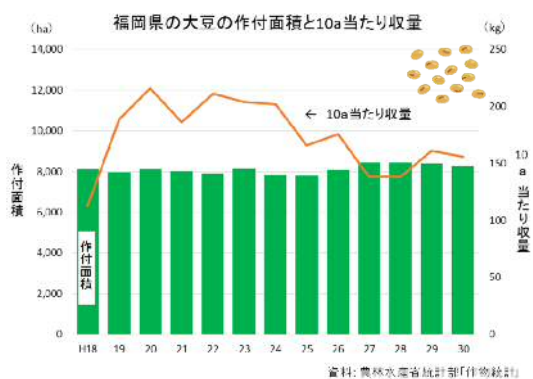


鳥インフルエンザに関する情報(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

福岡県の農産物 ～ 大豆(乾燥子実) ～

平成30年産の収穫量は北海道、宮城県、佐賀県に続く、全国第4位!



福岡県は全国有数の大豆の産地です。主に豆腐や豆乳等に使われる「フクユタカ」、その他、納豆用として使われる「すずおとめ」が栽培されています。

福岡県農林水産振興計画では、**作付拡大、収量及び品質の向上、ほ場の地力回復への取組**の他、上位等級比率の上昇を目標としています。

九州農政局は、10月24～25日に久留米市、筑紫野市にて、「九州地域大豆麦栽培技術検討会」を開催します。

農林水産関係被害への支援対策が講じられます

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨等により、福岡県をはじめ各地域の農林水産業に甚大な被害がもたらされました。このため、農林水産省は、被災された農林漁業者の方々が一日も早く経営再建できるよう総合的な対策を講じ、令和元年10月1日に、「令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風10号、13号及び15号の暴風雨を含む。)、台風17号による農林水産関係被害への支援対策について」を公表し、九州では宮崎県、佐賀県、長崎県にて支援対策説明会を開催しました。

《主な内容》

- ・激甚災害の指定により、農地等の災害復旧事業等や農林水産業共同利用施設の災害復旧事業について、国庫補助率の嵩上げを実施
- ・農業用ハウス、共同利用施設等の導入支援や営農再開に向けた支援

ご不明な点等については、最寄りの農林事務所、市町村、JA等の関係機関、又は九州農政局福岡県拠点までお問合せください。

詳しくは、農林水産省のホームページでご覧いただけます。

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号による農林水産関係被害への支援対策について(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunshyo/saigai/191001.html>



支援対策説明会
(10月15日:佐賀県)
福岡県内の関係機関からも多くの参加がありました。



【お問合せ先】九州農政局福岡県拠点地方参事官室
〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉3-17-21 TEL 092-281-8261(代表)
<http://www.maff.go.jp/kyusyu/fukuoka/index.html>